

空き家等改修補助金をご利用ください

朝日町では、空き家等バンクを介して空き家・空き店舗を利用される方や空き家・空き店舗を所有している方の負担を軽減し、より多くの方々に空き家等バンクを活用していただくため、改修費への助成制度を創設しました。

1 制度の概要

(1) 対象者

- ①空き家・空き店舗を購入または賃借する利用者
- ②空き家・空き店舗を賃貸する所有者

(2) 対象工事

- ①台所、トイレ、浴室、洗面所等の水回り（ボイラー取替え含む）の改修
※浄化槽本体設置工事は対象外
- ②内装（クロス張替え、畳替え等）、屋根（塗り替え、葺き替え、雨樋・雨漏り補修等）、外壁（塗り替え、サッシ交換等）、電気配線の改修
※基礎・土台の改修も対象
※エアコンや湯沸し器、ガスレンジ等取り外して持っていけるものは対象外

(3) 補助率

- 対象経費の1/2（上限50万円）
※世帯要件等により加算あり。（裏面参照）

2 交付申請に必要な書類

補助制度を希望される方は次の書類を提出願います。（詳細は要綱参照）

- | | |
|---------------|--------------------|
| (1) 補助金交付申請書 | (2) 事業計画書 |
| (3) 工事見積書の写し | (4) 改修する部位を明記した平面図 |
| (5) 現況等がわかる写真 | (6) 購入または賃貸借契約書の写し |
| (7) 町税等の納税証明書 | (8) 世帯要件により戸籍謄本の写し |

3 その他

- (1) 要件さえ合えば、町の他の補助制度（持家住宅建築奨励助成金、住宅リフォーム補助金等）との併用も可能です（併用が可能かどうかは、役場担当までご相談ください）。
- (2) 交付申請は、着工前に提出する必要があります。
- (3) 一度でも当該補助金の交付を受けた対象者は、その後は補助対象外となります。

・世帯要件について

申請者		居住者の世帯要件	空き家等の購入	空き家等の賃借
利用者	個人	新婚世帯、若者世帯、子育て世帯	対象経費の 1/2 (上限 700 千円)	対象経費の 1/2 (上限 600 千円)
		上記以外	対象経費の 1/2 (上限 600 千円)	対象経費の 1/2 (上限 500 千円)
	法人	—	対象経費の 1/2 (上限 500 千円)	
所有者等	個人	新婚世帯、若者世帯、子育て世帯	—	対象経費の 1/2 (上限 600 千円)
		上記以外	—	対象経費の 1/2 (上限 500 千円)
	法人	—	—	対象経費の 1/2 (上限 500 千円)

※町内建設業者による施工の場合は、上記上限額に 100 千円加算する。

【空き家等改修補助金制度についての問合せ】

朝日町役場 建設水道課 空き家等バンク担当

〒990-1442

山形県西村山郡朝日町大字宮宿1115

TEL 0237-67-2115

FAX 0237-67-3570

E-mail kensui@town.asahi.yamagata.jp